質問主意書提出

五月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

安全保障関連法案の用語の定義に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四八号）

答弁書受領

五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員和田政宗提出米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問に対する答弁書（第一三五号）

法律公布奏上及び通知

五月二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

報告書及び文書受領

五月二十九日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十六年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　小田部陽一

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　伊澤　章

国際労働機関第百四回総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年六月二十七日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　大使）外務事務官　**嘉**治美佐子

（同　公使）同　鈴木光太郎

（同　参事官）同　平嶋　壮州

（職業安定局次長）厚生労働事務官　勝田　智明

国際労働機関第百四回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年六月二十七日までとする（各通）

（政策統括官付労政担当参事官室労働法規研究官）厚生労働事務官　藤井　伸章

（内閣人事局調査官）内閣事務官　安藤　英樹

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　小野田知子

（欧州連合日本政府代表部一等書記官）同　吉田　慎

（労働基準局安全衛生部計画課調査官）厚生労働事務官　釜石　英雄

（大臣官房国際課課長補佐）同　本間　祐子

（職業安定局雇用政策課課長補佐）同　左藤　倫子

国際労働機関第百四回総会日本政府代表顧問を命ずる

期間は平成二十七年六月二十七日までとする（各通）

（外務省経済局経済連携課長）外務事務官　岩本　桂一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部交渉官を命ずる（以上五月二十九日）

（一般社団法人日本経済団体連合会雇用委員会国際労働部会長）　得丸　洋

国際労働機関第百四回総会使用者代表に指名する

期間は平成二十七年六月二十七日までとする

（日本労働組合総連合会会長）古賀　伸明

国際労働機関第百四回総会労働者代表に指名する

期間は平成二十七年六月二十七日までとする

（一般社団法人日本経済団体連合会国際協力本部上席主幹）　森田　清隆

（一般社団法人日本経済団体連合会国際協力本部主幹補）　野村　良寿

国際労働機関第百四回総会使用者代表顧問に指名する

期間は平成二十七年六月二十七日までとする（各通）

（日本労働組合総連合会常任中央執行委員（総合労働局長））須田　孝

（日本労働組合総連合会常任中央執行委員（総合国際局長））吉田　昌哉

（ＵＡゼンセン政策・労働条件局部長）松浦　勝治

（ＪＡＭ副書記長）川野　英樹

（日本労働組合総連合会国際局長）勝又麻美子

（日本労働組合総連合会国際局部長）伊古田隆一

（日本労働組合総連合会労働条件・中小労働対策局部員）新沼かつら

国際労働機関第百四回総会労働者代表顧問に指名する

期間は平成二十七年六月二十七日までとする（各通）（以上五月二十九日）

財務省

（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所副所長）財務事務官　高田　潔

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長事務代理を免ずる（以上五月二十九日）

防衛省

（第八航空団）一等空佐　石引　大吾

航空自衛隊幹部学校勤務を命ずる（五月一日）

（第五航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　菊地　秀雄

派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く

（第二航空隊副長）同　本村　雅久

兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる（以上五月十日）

（海上幕僚監部防衛部施設課建設班長兼施設基準班長）一等海佐　垣内　勉

海上幕僚監部防衛部施設課施設基準班長の兼補を解く

（海上幕僚監部総務部総務課）同　岩波　俊行

海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（以上五月十一日）

（第四護衛隊群司令）海将補　伊藤　弘

（第四護衛隊群司令部首席幕僚）一等海佐　小牟田秀覚

兼ねて自衛艦隊司令部勤務を命ずる（各通）（五月十三日）

（第五施設団副団長）一等陸佐　山下　博二

南スーダン派遣施設隊付を命ずる（五月二十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月二十八日午後一時十二分御出門、こどもの国において開催されたこどもの国開園五十周年記念式典に御臨席のため、神奈川県横浜市へ行幸啓、同五時二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ナイジェリア国大統領ムハンマド・ブハリ閣下の大統領就任につき、五月二十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十七年四月三日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。